3　原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その指定を取り消すことができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4　第一項の届出書の提出部数は正本一通とする。

（型式指定通知書等の交付）

第百十条　原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一　法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式指定を行った場合　型式設計特定機器指定通知書

二　第百八条第一項の規定による承認を行った場合　型式設計特定機器変更承認通知書

三　法第四十三条の三の三十第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合　型式設計特定機器指定取消通知書

（品質保証の実施の記録の保存）

第百十一条　指定製造者等は、当該型式設計特定機器が指定を受けた型式としての設計の内容を有するようにしなければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質保証の実施の記録を五年間保存しなければならない。

（指定番号等の告示）

第百十二条　原子力規制委員会は、指定又は指定の取消しをしたときは、次の各号に掲げる事項について告示するものとする。

一　指定の番号

二　特定機器の種類

三　特定機器の名称及び型式

四　型式設計特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

五　製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六　主たる製造工場の名称及び所在地

2　原子力規制委員会は、第百八条第一項の変更が、第百七条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3　原子力規制委員会は、第百九条第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）

第百十三条　法第四十三条の三の三十一第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了前一年以上一年三月以内に次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を運転することができる期間の延長に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　発電用原子炉を運転することができる期間の延長の対象となる発電用原子炉の名称

四　延長しようとする期間

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請に至るまでの間の運転に伴い生じた原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検の結果を記載した書類

二　延長しようとする期間における運転に伴い生ずる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果を記載した書類

三　延長しようとする期間における原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針を記載した書類

3　第一項の申請書の提出部数は、正本一通及び写し一通とする。

（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準）

第百十四条　法第四十三条の三の三十一第五項の原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする。

第十九条の三第一項中「法第四十三条の三第一項」を「法第四十三条の三の二十八第一項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の三第二項」を「法第四十三条の三の二十八第二項」に、「副本一通」を「写し二通」に改め、同条を第九十八条とする。

第十九条の二の二第一項中「法第四十三条の二第二項」を「法第四十三条の三の二十七第二項」に改め、同条第二項中「法第四十三条の二第二項」を「法第四十三条の三の二十七第二項」に改め、同条を第九十七条とする。

第十九条の二第一項中「法第四十三条の二第一項」を「法第四十三条の三の二十七第一項」に改め、「の各号」を削り、同項第四号中「第十五条の二第一項の表第一号」を「第九十一条第一項の表第一号」に改め、同項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、同項第十六号中「第十五条の二第二項第二十七号」を「第九十一条第二項第二十八号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十五号を第十六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　特定重大事故等対処施設の防護に関すること。

第十九条の二第二項中「副本二通」を「写し二通」に改め、第九十六条とする。

第十九条の見出し中「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に、同条第二項中「法第四十条第二項」を「法第四十三条の三の二十六第二項で準用する法第四十条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「法四十条第一項」を「法第四十三条の三の二十六第一項」に、「原子炉主任技術者」を「発電用原子炉主任技術者」に、「原子炉ごと」を「発電用原子炉ごと」に改め、同項ただし書を削り、同項の次に次の一項を加える。

2　法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一　発電用原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務に従事した期間

二　発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三　発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四　発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

第十九条を第九十五条とする。

第十八条の見出し中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第一項中「令第十九条第一項」を「令第二十条の五」に改め、同項第一号中「令第十九条第一項第四号」を「令第二十条の五第一項第四号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第二号中「令第十九条第一項第六号」を「令第二十条の五第一項第六号」に、「第二条第一項第二号」を「第三条第一項第二号」に改め、同項第三号中「令第十九条第一項第七号」を「令第二十条の五第一項第七号」に、「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同条第四号中「令第十九条第一項第八号」を「令第二十条の五第一項第八号」に改め、同号の次に次に二号を加える。

五　令第二十条の五第一項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。

六　令第二十条の五第一項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハに定める事項を記載すること。

第十八条第二項中「令第十九条第一項」を「令第二十条の五」に改め、同項第一号から第五号中「原子炉」を「発電用原子炉」に改め、同項第八号中「核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物による放射線の被ばく管理並びに放射性廃棄物の廃棄」を「発電用原子炉施設の放射線の管理」に改め、同項第九号中「原子炉の操作上の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等」を「発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備」に改め、同条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改め、同条を第九十四条とする。